

大和市告示第65号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月28日

大和市長 大 木 哲

- 1 縦覧場所 大和市総務部資産税課（市役所本庁舎2階）
- 2 縦覧期間 令和5年4月1日から同年5月31日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。